



## 施設などの利用について

施設などの利用手続きは、  
認定区分によって異なります。

### 利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

#### 1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



**1** 幼稚園などの施設に  
直接申込みを行います。  
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

**2** 施設から入園の内定を受けます。  
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

**3** 施設を通じて市町村に認定を  
申請します。

**4** 施設を通じて市町村から  
認定証が交付されます。

**5** 施設と契約をします。

#### 2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



**1** 市町村に直接認定を申請します。  
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

**2** 市町村が「保育の必要性」を  
認めた場合、認定証が交付されます。

**3** 市町村に保育所などの利用希望の  
申込みをします。  
(希望する施設名などを記載)

**4** 申請者の希望、保育所などの状況に  
応じ、保育の必要性の程度を  
踏まえ、市町村が利用調整をします。

**5** 利用先の決定後、契約となります。

### 利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[ 利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。 ]